

夕張市新型コロナワクチン接種実施計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、開発が進められており円滑な接種を実施するため国の主導的役割、北海道の広域的役割、住民に身近な市の役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

国の承認を受けた新型コロナワクチンを、まん延防止のために円滑に接種できるよう、国が示す『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き』等を踏まえ、住民接種に関する実施計画を策定し実施する。

1 実施主体

夕張市

2 法的根拠

予防接種法第6条（臨時接種）

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症の蔓延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は起案及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において都道府県知事は、当該都道府県区域内で円滑に当該接種が行われるよう、当該市町村に対し、必要な協力をするものとする。

3 接種を受ける努力義務について

予防接種法第9条に基づき接種を受ける努力義務の規定が適用されるが、妊娠中の者については使用実績が限定的であること等から努力義務の適用は除外される。

4 対象者

接種日に住民基本台帳に登録されている16歳以上の者

5 実施期間

令和3年2月17日～令和4年2月28日

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）とし、その他のワクチンにより指示期間が変更になった場合は、その終期までとする。

6 接種回数・費用

2回接種 無料

7 対象者の接種優先順位

- (1) 医療従事者等
- (2) 高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた者）
- (3) 高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等で従事している者
- (4) 60～64歳の者（ワクチンの供給量による）
- (5) 上記以外の者

8 接種対象者の概数

総人口 7,419人 基準日 R3.1.15

対象数（16歳以上の市民） 7,010人

医療従事者等	従事者報告より	約150人
高齢者	住民基本台帳	4,034人
基礎疾患を有する者	20~64歳の総人口の6.3% (国の算定割合使用)	約180人
高齢者施設等の従事者	従事者報告より	約220人
60~64歳の者	住民基本台帳	502人
上記以外の者	対象人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60~64歳の者を除いた人数	2,426人
合計		7,010人

9 接種体制の確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、夕張市医師会等と十分に協議を行い、協力を仰ぐ。また、集団接種の際には多くの医療従事者が必要になるため、夕張市医師会及び市内医療機関と協力して実施する。

10 接種会場

新型コロナワクチン接種は、市民にとって初めての予防接種となり、稀ではあるが重篤な副反応の出現が示唆されていることから、定期的に通院している者についてはワクチン接種に必要な診療情報を把握しているかかりつけ医での個別接種を基本とする。ただし、かかりつけ医だけでは受け入れ人数に限りがあること、またかかりつけ医のいない者等について接種の機会を確保するため集団接種を併用して実施する。

○個別接種

実施場所：市内3医療機関において実施

- (1) 夕張市立診療所（基本型接種施設） 1日最大40人
- (2) 中條医院（サテライト型接種施設）1日最大30人
- (3) 南清水沢診療所（サテライト型接種施設）1日最大30人

○集団接種

実施場所：複合拠点施設りすた（南清水沢）

- ・市が実施主体となり、臨時的に診療所を開設し実施。
- ・医療機関が休診日の日曜日とする。
- ・1回の実施予定人数140人を目安とする。
- ・夕張市医師会に医療従事者の派遣を委託する他、接種に必要な衛生物品準備及び医療廃棄物処理を市立診療所に業務委託する。

委託する医療従事者：医師 2 人、看護師 5 人の予定

11 対象者ごとの調整

(1) 医療従事者等

都道府県が市町村及び地域の医療関係団体等と連携し実施体制の構築の検討及び調整を行う。

(2) 高齢者

接種開始当初はワクチンの供給が限定的である可能性があること、またその一方で予約多数で混乱の可能性も考慮し、高齢者の中でも生活環境や年齢など重症化や集団感染のリスクを鑑み、さらに優先して接種する順位を定めておく。

① 診療所、高齢者施設および障害者施設の入院・入所者

高齢者等施設入所・入居者については、平時の定期接種を基本とし個別接種、集団接種のほか基本型及びサテライト型接種施設の接種医が巡回接種を行う場合がある。あらかじめ、対象となる施設の接種希望者数を把握し、ワクチンの供給に応じて配分し、接種医療機関との調整を行う

② 75 歳以上高齢者がいる世帯

③ 上記以外の高齢者

(3) 基礎疾患を有する者

接種を希望する者には、事前にかかりつけ医に現在の病状についてワクチン接種が可能な状況かどうか確認するよう周知する

(4) 高齢者施設等の従事者

① 該当する施設に対し、従事者の対象となる範囲について周知し、必要な対応について依頼する。

② 介護保険施設や高齢者施設においては、ワクチンが確保され、市、施設および接種医の体制が整ったうえで効率的な接種が可能となり、かつ日常的な健康管理を行う医師などが確保され、接種後の健康観察が可能である場合、施設内の入所者と同じタイミングで従事者の接種を行う。あらかじめ、対象となる施設の接種希望者数を把握し調整を行う。

③ 従事者の範囲について、在宅（障害）高齢者が新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者となり、やむを得ず自宅療養を行う場合、訪問・居宅系サービスを提供する事業者の職員を従事者の範囲に含めることとした。市内施設には通知をし、把握していく

12 接種時期に実施すべき対応

(1) 接種券の送付

65 歳以上高齢者への送付は令和 3 年 4 月中旬以降、それ以外の者については時期未定。接種時期に合わせて個人単位で送付。

(2) 住民に対する情報提供

市広報、ホームページ、個別郵便物、新聞折り込み、回覧板等を適宜活用し、

市民に対し接種対象、接種時期、接種場所、予約方法、相談窓口などについて情報提供する。

(3) 接種医療機関の周知（時期・方法）

接種券送付時の同封物として、接種医療機関、予約開始時期等周知する。

(4) コールセンターの設置

住民からの接種場所、接種券等に関する問い合わせ及び接種予約の受付への対応を業者委託によりコールセンターを設置し行う。

開設時期 令和3年4月受診券発送の前日で調整中

(5) 予約方法

電話または Web において、集団接種はコールセンターでの予約とし、個別接種については各医療機関にてコールセンターまたは自ら独自で予約を受けるかを選択する。

(6) ワクチンの管理及び配送について

① ファイザー社ワクチン

ディープフリーザー設置場所：夕張市立診療所

サテライト型接種施設への配送・保管は冷凍（-25～-15℃）で行う。手配が困難な場合は冷蔵（2～8℃）での実施となる。配送については、業者委託により行う。

② その他のワクチンが追加された場合については、定められた適切な方法で実施できるよう調整する。

(7) 接種費用の支払い

市民が市内医療機関で接種した場合は、市が直接支払いを行う。市民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、北海道国保連合会より請求を受け、支払う。ただし集団接種については、別途支払い方法を定めることとする。

(8) 副反応等に対する対応方法

① 予診の際には、本予防接種の有効性・安全性、接種後に起こりうる副反応及び稀に生じる重い副反応や予防接種健康被害救済制度について、説明を行い、予診票により同意を得た場合に接種を行う。

② 接種後は 15 分間、アレルギー等の既往症がある者には 30 分間会場内で待機させ、重篤な副反応にも早期に対応できるよう健康観察を行う。

③ 接種後の副反応の相談については、まずは接種医またはかかりつけ医へ相談、受診を促すこととなるが、北海道においても接種にかかる専門相談窓口が開設される予定。

④ 新型コロナワクチン接種によると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度により給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

初版：令和3年3月25日